

別 表

項番	(あ)諮問 番号	(い)諮問日	(う)情報公開 請求日	(え)公開を請求する行政文 書の内容又は件名	(お)事務 担当課	(か)決定	(き)決定理由	(く)審査請求 年月日	(け)弁明書 送付年月日	(こ)反論書 提出年月日	(さ)意見書 提出年月日	(し)口頭意見陳 述実施年月日	(す)審査請求人の主張	
													(せ)実施機関の主張	
1	第235号	第235号 令和4年2月3日	令和元年6月26日	高崎市ホームページ・ユネスコ「世界の記憶」上野三碑・多胡碑の解説文中、【建郡に際しては、「羊(ひつじ)」という渡来人[とらいじん]と思われる人物が大きな役割を果たし、初代の長官になったようです。碑を建てたのも、この「羊」であると考えられ、・・・】という部分の解釈を採用した経緯・理由等が記載されている議事録・会議資料等。高崎市がこの解釈を採用するにあたり、その理由・根拠などが古代史・考古学・漢字解釈などの観点から、学術的に説明・解説された資料等。	文化財保護課	第100-15号 令和元年7月9日 行政文書不存在 決定通知	群馬県史を参考としているため、市としての議事録等行政文書は存在しない。内容について上記の説を採用した際の決裁については保存年限を過ぎている。	令和元年7月31日	令和元年9月3日	令和元年9月12日 補足追加 令和元年11月21日			高崎市ホームページで説明している多胡碑「給羊」に関して、群馬県史では複数の解釈の可能性があることが表記されているにもかかわらず、高崎市は一つの説を採用している。その解釈を採用する理由と解釈の説明に関する最新の資料等が高崎市に存在しているのではないか。また、市ホームページでは、多胡碑を含む上野三碑がユネスコ「世界の記憶」に登録されたことを紹介しているので、登録時の平成29年10月31日以降に作成されたと考えられるため、請求日時点において5年の保存期間を過ぎておらず、存在するのではないか。	
													請求者が求めた上野三碑・多胡碑の「給羊」の解説に用いた説は、群馬県が公刊した群馬県史の内容を軸としたものであるため、当該の説を採用するか否かの会議を行った経緯はなく、高崎市に解釈の採択理由と説明を記した文書が存在しないことは不当ではない。また、市の印刷物等に当該の説明が採用されたのは、平成21年6月1日の吉井町と高崎市の合併記念式典における配布物としてのパンフレットであり、その作成に係る決裁文書は平成26年3月31日で保存期間が終了し平成26年度中には廃棄されているため、請求日における文書は存在しない。	
2	第240号	第240号 令和4年2月17日	令和元年10月3日	高崎市ホームページ内及び上野三碑パンフレットの上野三碑・山上碑及び古墳の解説文中に、『前橋市総社町にある山王廃寺から「放光寺」の文字を刻んだ瓦が出土しているため、長利が勤めた放光寺は山王廃寺であると推定されています。』といった内容の解説があることを踏まえ、放光寺の文字を刻んだ瓦が出土したことにより、そこを放光寺と推定するに至った根拠となる資料・文書等。	文化財保護課	第206-13号 令和元年10月24日 行政文書不存在 決定通知	高崎市情報公開条例第2条に該当するため。	令和2年1月14日	令和元年11月8日	令和2年1月22日			行政文書不存在決定の理由が条文の記載だけでは範囲が広すぎ、具体的な説明がなく理解できない。高崎市ホームページと上野三碑パンフレットは販売物でないため、行政文書に当たらないという主張は該当しない。また、諸説ある中で高崎市がこの出展の報告書の説を採用した理由を記した行政文書が存在するはずと考える。	
													請求者が求めた高崎市ホームページ及び上野三碑パンフレットに掲載されている内容の根拠の出展は、前橋市埋蔵文化財調査団発行の「山王廃寺Ⅴ遺跡発掘調査報告書(2000年3月刊行)であり、「高崎市情報公開条例第2条(2)アに規定する「不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの」で行政文書にはあたらない。このため、高崎市に理由を記した根拠となる行政文書は存在しないことは不当ではない。	
3	第241号	第241号 令和4年2月24日	令和元年10月10日	高崎市ホームページ及び上野三碑パンフレットにおいて、上野三碑・金井沢碑の原文「天地誓願」に関して、解説文中、現代語訳に、「このように仏の教えによって(我が家と一族の繁栄を願って)お祈り申し上げる石文である。」と解説するに至った根拠となる資料、文書等。	文化財保護課	第208-17号 令和元年10月25日 行政文書不存在 決定通知	資料の保存年限を経過しているため。	令和元年11月6日	令和2年1月14日	令和2年1月22日			行政文書不存在決定の理由として保存年限を経過しているためとあるが、本件請求文書は考古学の専門分野として高崎市文書取扱規程第46条第3項の理由により、歴史的資料主管課等に保管されていると考えられる。	
													請求者が求めた高崎市ホームページおよび上野三碑パンフレットにおける金井沢碑現代語訳の解説については、当該パンフレットは数年ごとに再印刷されているものの、初版の発行からは10年以上が経過しており、資料の保存年限を過ぎているため、高崎市に理由を示した文書が存在しないことは不当ではない。	

4	第248号	第248号 令和4年2月28日	令和2年5月25日	「多胡碑」の説明文が記載された高崎市のホームページについて、当該ホームページを作成するた為、検討する際の資料等の中で、「多胡碑」説明文に採用された『多胡碑「給羊」に関しての「解釈の採用理由」と「解釈の説明」に関する資料等』	文化財保護課	第064-12号 令和2年6月5日 行政文書不存在 決定通知	ホームページを作成するための検討資料として、公開請求に係る行政文書は作成していないため。	令和2年6月17日	令和3年7月20日	令和3年8月5日			ホームページの内容は日本語以外の4カ国語でも説明されており、それぞれ翻訳するためには、そのもととなる解釈の採用理由や解釈の説明に関する資料が存在しなくてはならない。また、その解釈は高崎市独自の解釈であると思われる、本件に係る資料が必ず存在しているはずである。
													ホームページを作成するための検討資料として、多胡碑「給羊」に関しての解釈の採択理由と解釈の説明に関する資料は作成していないため、請求人の求める行政文書は存在しない。本件処分は高崎市情報公開条例に沿った適切かつ適法な処分である。
5	第249号	第249号 令和4年2月28日	令和2年6月1日	「金井沢碑」の説明文が記載された高崎市のホームページについて、当該ホームページを作成するた為、検討する際の資料等の中で、「金井沢碑」説明文に採用された「天地誓願」に関しての解釈の採用理由・根拠に関する資料。	文化財保護課	第064-15号 令和2年6月5日 行政文書不存在 決定通知	ホームページを作成するための検討資料として、公開請求に係る行政文書は作成していないため。	令和2年6月17日	令和3年8月11日	令和3年8月27日			ホームページの内容は日本語以外の4カ国語でも説明されており、それぞれ翻訳するためには、そのもととなる解釈の採用理由や解釈の説明に関する資料が存在しなくてはならない。また、その解説内容は上野三碑パンフレットと比較すると解説や表現方法、内容等に変更がみられる箇所があり、パンフレットを基にしつつも一部分を修正・改定して作成されたものと思われる。ホームページは上野三碑がユネスコ「世界の記憶」に登録された平成29年10月31日以降に掲載されたと考えられ、ホームページを作成するため説明文に採用された「天地誓願」に関しての解釈の採択理由・根拠に関する資料があると考えられる。
													ホームページを作成するための検討資料として、金井沢碑「天地誓願」に関しての解説を採用した根拠等に関する資料は作成していないため、請求人の求める行政文書は存在しない。本件処分は高崎市情報公開条例に沿った適切かつ適法な処分である。
6	第250号	第250号 令和4年2月28日	令和2年6月24日	観音塚考古資料館開館30周年記念展 平成30年度企画展(10月)・展示解説書「古墳時代群馬の渡来文化～観音塚古墳の被葬者を探る」、及び高崎市ホームページにおいて、多胡碑「羊」に関する解釈について、それぞれが根拠としている行政文書。	文化財保護課	第097-2号 令和2年7月6日 行政文書不存在 決定通知	開館30周年記念展 平成30年度高崎市観音塚考古資料館企画展の資料である「古墳時代群馬の渡来文化」の記載内容については、当該資料の巻末に表記してある参考文献(書籍)を根拠としている。また高崎市ホームページに掲載している上野三碑・多胡碑解説文の表記については、群馬県史を根拠としている。そのため、いずれの根拠資料についても高崎市情報公開条例第2条第2号アに該当することから、公開請求に係る行政文書は存在しない。	令和2年7月16日	令和3年8月24日	令和3年9月8日			本件行政文書不存在の理由が「高崎市情報公開条例第2条第2項ア」(官報、広報、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの)であるならば、その根拠の裏付けとなる発行物及び該当箇所を具体的に示してほしい。また当該文献における記述内容を個別にとらえるのではなく、文献相互の記述を総合的にとらえて図録を作成しているのであれば、その作業をするための裏付けとした個別の記述内容が行政文書の中に存在しているはずである。
													観音塚考古資料館図録「古墳時代群馬の渡来文化」の内容については、巻末記載の参考文献(書籍)等を根拠にしている。また、ホームページに掲載している上野三碑・多胡碑解説文については、群馬県史等の公刊された資料等を根拠にしているため、高崎市情報公開条例第2条第2項アの「書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」であり、行政文書に該当しない。また、当該文献の記述内容を個別にとらえるのではなく、文献相互の記述を総合的にとらえて本件図録を作成しており、ホームページに掲載している解説文の表記についても同様である。本件処分は高崎市情報公開条例に沿った適切かつ適法な処分である。